

平成 18 年度において改善を要する事項がみられた事業とその後の対応

	事業名	事業内容	改善を要する事項	平成 19 年度における具体的対応
1	中堅外食事業者 資金融通円滑化 事業 ((社)日本フードサービス協会)	造成された基金を活用することにより、牛海綿状脳症(BSE)や高病原性鳥インフルエンザにより経営に影響を受けた外食事業者が運営資金の融資を受けるための債務保証を行う。	19 年度以降も継続する基金事業について見直しを行った結果、左記事業について今後の使用が見込まれない部分があることが判明した。	新たな債務保証が認められないことから、平成 18 年度末残高から保証残高等を除いた 810,653 千円について、平成 19 年 12 月 21 日に返還させた。
2	酪農ヘルパー事業 円滑化対策事業 ((社)酪農ヘルパー全国協会)	造成された基金を活用することにより、酪農ヘルパー事業の普及・啓発等を実施する。	19 年度以降も継続する基金事業について見直しを行った結果、左記事業について今後の使用が見込まれない部分があることが判明した。	当該基金事業のこれまでの実績及び今後の見通しを踏まえ、使用が見込まれない 158,745 千円について、平成 19 年 8 月 10 日に返還させた。
3	食肉処理販売等 緊急特別対策事業 ((社)中央畜産会)	造成された基金を活用することにより、牛海綿状脳症(BSE)の患畜が確認されたことに伴い経済的影響を受けた食肉処理業、食肉販売業等に対して運転資金の貸付けを行う融資機関への利子補給を行う。	19 年度以降も継続する基金事業について見直しを行った結果、左記事業について今後の使用が見込まれない部分があることが判明した。	当該基金事業は平成 19 年度に必要な補助金を交付した後、同基金を閉鎖し、11,811 千円について平成 19 年 8 月 3 日に返還させた。
4	家畜防疫互助基金 造成等支援事業 ((社)全国家畜畜産物衛生指導協会)	高原病性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合、互助金の交付により、生産者等が発生時の経済的損失を互助補償する仕組みを支援する。	大阪府における事業実施団体である(社)大阪府畜産会が実施するワクチン接種の互助金が、家畜保健衛生所職員の不当な行為により、目的外に使用されていた事実が判明した。	目的外に使用された補助金相当額 2,128 千円については、平成 19 年 11 月 5 日に返還させた。 また、今後このようなことのないよう、事業実施主体である(社)全国家畜畜産物衛生指導協会を通じ、(社)大阪府畜産会に対し厳重に注意するとともに、補助事業の適正な執行に万全を期すよう指導した。